

大師高等学校 不祥事ゼロプログラム

平成 23 年 6 月 29 日
大 師 高 等 学 校

大師高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定め、全職員が参加して継続的に実施していく。

1 実施責任者

大師高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、不祥事ゼロプログラムに係る担当総括教諭をはじめとする総括教諭は、校長及び副校長・教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画

(1) 生徒に対する不利益、及び生徒の人権の著しい侵害に係る不祥事の未然防止

① 生徒の成績処理に係る不祥事防止

ア 目標

単位制総合学科における多種多様な科目における定期試験、成績・欠課時数一覧表、観点別評価成績一覧表、調査書、生徒指導要録の点検システムを確立し、業務執行体制の円滑化を図ることで不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 出席状況や成績入力の入力ミスがないか、また、評価と観点別評価との整合性があるかどうか、必ず年次、教科、系列の組織でのチェックを行う。
- ii 各定期試験前に試験問題に出題や正答にミスがないか教科・系列内で点検する。
- iii 履修科目の選択にあたって、履修条件に適合しているか、卒業要件を満たす選択になっているか、年次等でチェックする。
- iv 修得単位の単位数合計、特に学校外の学修に関する修得単位数については卒業判定会議、単位認定会議の資料と成績一覧表及び調査書との照合・点検を年次で行なう。
- v 4 月及び 9 月にカリキュラムグループ主催の教務研修会を実施し、成績処理システム事故防止対策、及び観点別評価を中心とした成績処理に係る不祥事防止対策について全職員の共通理解を図る。

② 個人情報保護及び情報セキュリティに係る不祥事防止

ア 目標

個人情報の漏洩を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 個人情報を収集した書類・データの管理上の扱いについて、再確認するための職員研修会を行う。
- ii 11 月に、個人情報を収集した書類・データの適正な管理が行われているか、一斉点検を行い、改善状況を確認する。
- iii 6 月、11 月に、職員と管理職が個人面談を実施し、個人情報の管理が適正に行われているかの確認を行う。

③ 体罰・不適切指導・セクハラ・わいせつ行為に係る不祥事防止

ア 目標

体罰・不適切指導・セクハラ・わいせつ行為の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

6月・7月・10月・11月・12月に関連部署が連携して生徒理解、生徒対応のあり方、及び生徒の人権に係る研修会を実施し、不祥事防止対策について全職員の共通理解を図る。

④ スクールセクハラの未然防止のための研修を、外部講師を招き実施する。

(2) 私費会計、及び現金管理に係る不祥事の未然防止

ア 目標

私費会計、及び現金管理に係る不祥事を未然に防止するとともに、円滑な業務執行体制に向けて全職員の共通理解を図る。

イ 行動計画

i 6月に、全職員に対して、私費会計の適正な運用を行うよう研修会を実施する。

ii 9月に財務事務調査の結果を踏まえ、私費会計担当者を対象に私費会計事務全般の適正運用、及び現金管理についての事故防止研修会を実施する。

3 検証及び評価

(1) 第一次検証及び評価

2に規定する行動計画について、9月末までの実施状況を確認し、評価を行う。未実施の場合には11月中に必要な補完措置を講じる。

(2) 第二次検証および評価

2に規定する行動計画について、1月初旬までの実施状況を確認し、評価を行う。未実施の場合には2月中に必要な補完措置を講じる。

(3) 最終評価及び全体評価

第二次検証および評価に基づいて実施した補完措置や行動計画の修正などについて、実施状況を確認し、実施した行動等の評価を行う。最終検証を行うとともに、全体評価を行う。最終評価及び全体評価の実施時期は、平成24年3月中旬とする。

(4) プログラム実施の総括

最終評価及び全体評価を踏まえ、平成23年度事不祥事ゼロプログラムの総括を行う。

(5) 次年度計画の策定

平成23年度不祥事ゼロプログラムの総括をもとに、新たな目標設定を行い、平成24年度不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3の(4)のプログラム実施の総括を踏まえ、「実施結果」をとりまとめ、教育局行政課へ提出する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的な手続きについては、企画会議（事故防止会議）がこれを行う。